

オープンカウンター方式の 試行導入について

伊賀市では、令和5年度から物品の調達等の見積合わせについて、電子入札システムによるオープンカウンター方式を試行導入します。

オープンカウンター方式とは・・・

オープンカウンター方式とは、発注者が見積りの相手方を特定せず、参加資格要件を満たし、見積合わせへの参加を希望する業者から見積りを募る方法です。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方として決定します。

公募型見積合わせ、公開見積合わせとも言われ、不特定多数の者が参加するという点で、一般競争入札に近い方法です。

対象となる案件

【対象案件】

- | | | | |
|--------------------|------|-------|--------|
| ◎備品購入 | 予定価格 | 30万円超 | 80万円以下 |
| ◎物品賃貸借 | 予定価格 | 30万円超 | 40万円以下 |
| ◎消耗品購入、印刷、業務委託 . . | 予定価格 | 30万円超 | 50万円以下 |

※地域要件を「市内」・「準市内」で発注するものに限ります。

【対象外案件】

- ◎地域要件を「県内」・「県外」で発注するもの
- ◎工事・コンサル
- ◎物品修繕
- ◎やむを得ない理由により納入期限までの期間が短く、基準となる見積期間が確保できないもの

参加要件及び事前準備

オープンカウンター方式による見積合せに参加するためには、以下の要件が必要です。

①伊賀市入札参加資格者名簿に「**物品業者**」として登録されていること。

②電子証明書（ICカード）を取得し、**伊賀市電子入札システム**に**利用者登録**していること。

注）ICカードの取得にはある程度の日数を要します。

③**市内・準市内業者**であること。

対象案件の公表

オープンカウンター方式による見積合わせを実施する場合は、原則として**毎週水曜日**に案件を伊賀市入札情報システムで公表します。ただし、水曜日が祝祭日に当たる場合は、翌営業日に公表します。

見積書の提出期限は案件毎に依頼票に記載しますので、確認してください。

なお、対象案件が無い場合、公表はありません。

案件に対する質疑について

参加を希望する案件について質疑がある場合は、依頼票に記載されている期日までに契約監理課（上下水道部が発注する案件は経営企画課）へ質問書を提出してください。（提出方法は持参またはFAXで受け付けます。）

回答については、伊賀市入札情報システムで公表します。

同等品の選定について

仕様書に同等品による納品が可能な旨が記載されている物品は、同等品で見積合わせに参加することが可能です。

同等品で見積合わせに参加する場合は、依頼票に記載されている期日までに、「**同等品承認申請書**」と、同等品の規格や詳細が分かる**カタログ等**を契約監理課（上下水道部が発注する案件は経営企画課）まで提出し、承認を受けてください。

※なお、承認を受けていない同等品での見積りは無効となりますのでご注意ください。

見積書の提出方法

伊賀市入札情報システムに掲載の各案件の依頼票や仕様等をご確認のうえ、参加を希望する案件の見積書を指定された日時までに**伊賀市電子入札システムから提出してください。**

※見積金額は税抜額としてください。

※提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は認めません。

※伊賀市オープンカウンター方式による見積合わせ試行要領（令和5年伊賀市告示第5号）第10条各号に該当する場合は無効となります。

ただし、伊賀市オープンカウンター方式による見積合わせ試行要領第9条に該当し、電子入札システムで見積書が提出できない場合は、見積期限までに、「紙見積り参加届出書（様式第1号）」を契約監理課に提出することで「オープンカウンター方式による紙見積書（様式第2号）」での参加を認めます。

注）電子入札システムの導入準備中であることを理由に、紙見積りで参加することはできません！

【伊賀市オープンカウンター方式による見積合わせ試行要領 抜粋】

（見積書の提出）

第9条 見積合わせ参加者は、公表された仕様書等の内容に基づき、指示された見積方法に従い、指定された日時までに、電子入札システムにより見積書を提出するものとする。ただし、見積合わせ参加者が**電子入札の導入を完了しているがやむを得ない理由により電子入札による入札手続を継続できないと認められるとき**は、紙見積り参加届出書（様式第1号）を提出の上、オープンカウンター方式による紙見積書（様式第2号）により見積書を提出することができる。

契約相手方の決定

有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りしたものを契約の相手方として決定します。

最低の価格をもって見積りをした者が2者以上あるときは、電子くじによるくじ引きを行い決定します。

※予定価格の制限の範囲内の見積書の提出が無かった場合は、再度見積合わせを行います。

※見積書の提出が無かった案件については不調とします。